

## 香美市協働のまちづくり条例（案）

香美市市民憲章（平成24年4月1日）の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指すことが謳われている。

平成18年に土佐山田町、香北町及び物部村が合併して誕生した香美市は、清流物部川源流域の豊かな自然に生まれ、日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞やアンパンマンミュージアム、奥物部山岳地帯など多くの観光資源に恵まれている。

この自然豊かな香美市を守り、誰もが幸せを感じられるまちづくりを目指すためには、より多くの市民がまちづくりの主角として参加し、市民と市が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し、相互に補完しながら協働でまちづくりを進めていく必要がある。

市民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の市民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、ここに香美市協働のまちづくり条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する人

イ 市内で働く人

ウ 市内で学ぶ人

エ 市内で事業を営む人

オ 市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体

カ 市内で活動する人及び法人その他の団体

(2) 市 市長及びその他の執行機関をいう。

(3) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。

(4) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。

(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。

### （基本理念）

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、協働で行われることを基本とする。

(1) まちづくりは、市民の参画の下で進められなければならない。

(2) まちづくりは、市民と市が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければならない。

(3) まちづくりは、市民と市が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければならない。

(市民の権利)

第4条 市民は、市政の情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの当事者として、まちづくりへの積極的な参画と、良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力するものとする。

2 市民は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たって、市民の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 市民と市は、香美市個人情報保護条例（平成18年香美市条例第14号）に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(議会の役割)

第8条 議会は、市民の参画する協働のまちづくりが、第3条の基本理念に沿って進められているのかを調査し、必要に応じて、助言しなければならない。

(市民の参画の方法等)

第9条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民の参画の方法等を規定した制度を定めなければならない。

(必要な組織又は機関の設置)

第10条 市は、協働のまちづくりを推進するため、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置しなければならない。

(協働推進計画)

第11条 市は、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働推進計画を策定するものとする。

2 市は、協働推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

## 香美市協働のまちづくり条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、香美市協働のまちづくり条例（平成〇〇年香美市条例第〇〇号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

（法人その他の団体）

第2条 条例第2条第1号の法人その他の団体は、営利法人のほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自治会等の地域コミュニティ組織
- (2) NPO、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉協議会等の公益的法人又は団体
- (3) 大学、高等学校、幼稚園等の教育・研究機関
- (4) まちづくり活動、ボランティア活動等を主な目的とした地域団体又はサークル
- (5) 政治、宗教又は営利を目的としない公益活動を行う集団

（参画の方法等を規定した制度）

第3条 条例第9条の参画の方法等を規定した制度は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 情報共有 市民と市が情報を共有するしくみで、次に掲げるもの

ア 情報公開制度 香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）に基づき、市の保有する情報を市民の請求により公開するほか、広報やホームページ等を利用して情報を積極的に提供する制度

イ まちづくり学習支援制度 市民の要請により、市民が主催する集会や学習会等に市職員を派遣して、まちづくり学習を支援する制度

ウ 審議会等会議の公開制度 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関の会議を市民に公開する制度

エ 行政連絡会 市が市内全自治会長に対して、山田・香北・物部の3地区で市の取組などの報告を行い、情報共有や意見交換を行う会議

(2) 政策・施策策定 市が政策又は施策を策定する過程に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

ア アンケート調査 対象施策等について一定の質問形式で市民の意見を把握する調査

イ パブリック・コメント制度 市が基本的な方針若しくは計画を策定し、又は条例若しくは規則の制定等を行う際に、市民の意見を広く募集し、これらに反映する制度

ウ 市民懇談会 市が主要な計画又は施策・事業を策定する際に、市民に内容の説明や情報提供を行い、市民の意見を広く聴き、当該計画又は施策・事業に反映する制度

エ 審議会等委員公募制度 市が第1号ウに規定する会議の委員を任命する際に、構成委員の一部又は全部を広く市民から募集する制度

オ ワークショップ 市が主要な施策・事業を策定する際に、市民と市が相互に議論等を行うことにより、案を作り上げていく手法

(3) 政策・施策実施 市が実施する事業に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの

- ア 事業の企画委員会又は実行委員会制度 市の事業に市民の視点を導入することを目的として、市民が主体となった企画委員会又は実行委員会を組織し、事業の企画、運営等を一任する制度
  - イ 事業サポーター制度 市が実施する事業において、当該事業分野に関心が高い、又は精通している市民が当該事業のスタッフとして実践に関わる制度
  - ウ 協働のまちづくり登録制度 市民の知識、経験等をまちづくりに活かすことを目的として、人材、団体等を登録する制度
- (4) 政策・施策評価 市が施策・事業を評価する段階に市民の参画を促進するしくみで、次に掲げるもの
- ア 市民意識調査 市が実施している、又は実施した施策・事業に対して、調査項目を設定し市民から意見を収集し、市民の意識の傾向を把握・分析して当該施策・事業に反映する制度
  - イ 行政評価制度 市が実施している、又は実施した施策・事業に対して、市民が評価及びその方向性に関与する制度
- (5) 前4号までに掲げるものを除くほか、条例の目的を達成するための参画のしくみで、市長が必要と認めたもの
- 2 市長は、市が実施する施策・事業について、協働による取組が必要であると判断したときは、前項各号に掲げる参画のしくみから当該施策・事業に適切なものを選択して実施するものとする。

(必要な組織又は機関の設置)

第4条 条例第10条の委員会その他の必要と認める組織又は機関は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくり委員会 市民により構成する協働推進組織で、市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進することを目的として設置されるもの
- (2) 協働推進本部 市職員により構成する協働推進組織で、前号の組織を支援するとともに、条例第9条の参画の方法等を規定した制度の策定、協働関連の施策・事業の推進のほか、協働全般について各課の調整及び組織的な検討を行うことを目的として設置されるもの
- (3) その他市長が必要と認める組織又は機関

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。